

別表十二（十四）の記載の仕方

1 農業経営基盤強化準備金の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、青色申告法人で措置法第61条の2第1項（農業経営基盤強化準備金）に規定する認定農地所有適格法人に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合、青色申告法人で平成30年改正前の措置法（以下「平成30年旧措置法」といいます。）第61条の2第1項（農業経営基盤強化準備金）に規定する特定農業法人である同項に規定する農地所有適格法人（認定農地所有適格法人を除きます。）に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合若しくは青色申告法人で平成27年改正前の措置法（以下「平成27年旧措置法」といいます。）第61条の2第1項（農業経営基盤強化準備金）に規定する特定農業法人（同項に規定する農業生産法人を除きます。）に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合又は連結法人で措置法第68条の64第1項（農業経営基盤強化準備金）に規定する認定農地所有適格法人に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合、連結法人で平成30年旧措置法第68条の64第1項（農業経営基盤強化準備金）に規定する特定農業法人である同項に規定する農地所有適格法人（認定農地所有適格法人を除きます。）に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合若しくは連結法人で平成27年旧措置法第68条の64第1項（農業経営基盤強化準備金）に規定する特定農業法人（同項に規定する農業生産法人を除きます。）に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

- (2) 「認定計画等の種類1」は、次に掲げる計画のうち該当するものを記載します。
- イ 農業経営基盤強化促進法第13条第2項（農業経営改善計画の変更等）に規定する認定計画
- ロ 平成30年改正前の農業経営基盤強化促進法施行規則第23条第1項第5号ロ（農用地利用規程の認定申請手続）に掲げる計画
- (3) 「交付金等の該当号2」は、措置法第61条の2第1項に規定する交付金等が農業経営基盤強化促進法施行規則第25条の2各号（勸奨についての配慮）に掲げる交付金に該当する場合に、その該当号を記載します。
- (4) 「(4)のうち損金経理による積立額5」に金額の記載がある場合には、当該金額を別表四「加算」又は別表四の二付表「加算」に記載し、かつ「当期積立額のうち損金算入額10」の金額を別表四「43」又は別表四の二付表「50」に記載します。

- (5) 「(4)のうち剰余金の処分による積立額6」に金額の記載がある場合には、「当期積立額のうち損金算入額10」の金額を別表四「43」又は別表四の二付表「50」に記載します。
- (6) 「所得基準額8」は、令和3年4月1日前に開始した事業年度又は連結事業年度にあつては、「-12」を消します。
- (7) 「期首農業経営基盤強化準備金の金額11」は、当期首現在の税務計算上の農業経営基盤強化準備金の金額を記載します。
- (8) 「任意取崩し等の場合26」は、措置法第61条の2第3項（第2号ロに係る部分を除きます。）、平成30年旧措置法第61条の2第3項若しくは平成27年旧措置法第61条の2第3項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなったこれらの規定に規定する農業経営基盤強化準備金の金額に相当する金額又は措置法第68条の64第3項（第2号ロに係る部分を除きます。）、平成30年旧措置法第68条の64第3項若しくは平成27年旧措置法第68条の64第3項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなったこれらの規定に規定する農業経営基盤強化準備金の金額に相当する金額を記載します。

2 認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、法人が措置法第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）、平成30年旧措置法第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）若しくは平成27年旧措置法第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の65（農用地等を取得した場合の課税の特例）、平成30年旧措置法第68条の65（農用地等を取得した場合の課税の特例）若しくは平成27年旧措置法第68条の65（農用地等を取得した場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「(3)のうち損金経理による金額33」に金額の記載がある場合には、当該金額を別表四「加算」又は別表四の二付表「加算」に記載し、かつ「43の計」の金額を別表四「44」又は別表四の二付表「51」に記載します。
- (3) 「(3)のうち剰余金の処分による金額34」に金額の記載がある場合には、「43の計」の金額を別表四「44」又は別表四の二付表「51」に記載します。
- (4) 「所得基準額39」は、令和3年4月1日前に開始した事業年度又は連結事業年度にあつては、「-12」を消します。